

一般財団法人 国分寺市健康福祉サービス協会

居宅介護支援重要事項説明書

(ケアプラン作成重要事項説明書)

この重要事項説明書は東京都のモデル説明書を標準にしています。

- 1 一般財団法人 国分寺市健康福祉サービス協会が提供するサービスについての相談窓口
電話番号 042(321)5081 担当 居宅介護支援事業所 ケアプラン担当者
FAX 042(321)5806

※ ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

2 一般財団法人 国分寺市健康福祉サービス協会の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号および主なサービス提供地域

事業所名	一般財団法人 国分寺市健康福祉サービス協会
所在地	〒185-0024 東京都国分寺市泉町二丁目3番8号 いずみプラザ3階
介護保険指定番号	居宅介護支援（東京都 1373100096 号）
主としてサービスを提供する地域※	国分寺市内

※ 上記地域以外に居住される方でも、ご希望の場合はご相談下さい。

(2) 職員体制

	常勤
(管理者) 主任介護支援専門員	1名
介護支援専門員	3名以上
事務職員	1名以上

(3) 窓口受付時間

月曜日から土曜日まで	午前8時30分から午後5時30分まで
------------	--------------------

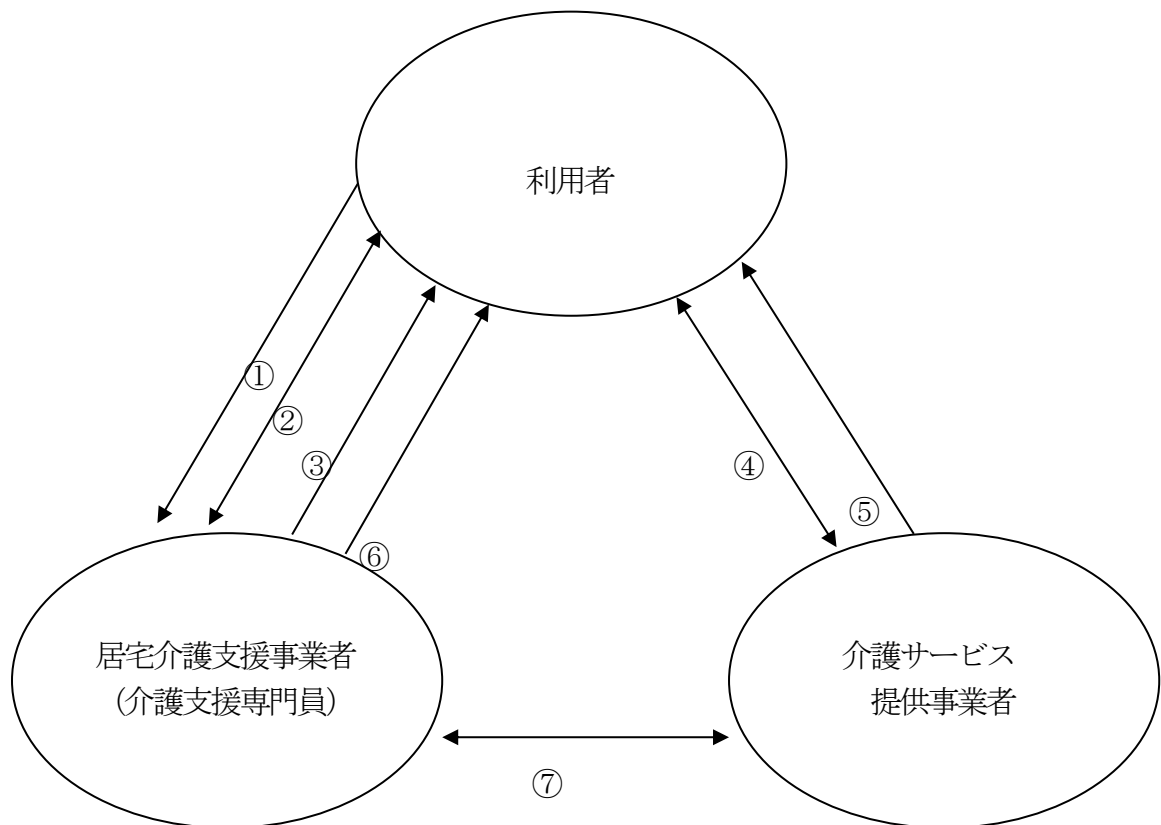
※休業日は、日曜日と祝日、12月29日から翌年の1月3日までになります。

尚、土曜日の休業日は第2・4土曜日になります。

緊急時等の連絡先

一般財団法人 国分寺市健康福祉サービス協会 居宅介護支援事業所 042-321-5081
時間外・休日は、緊急相談専用携帯電話 080-2080-8120

3 居宅介護支援（ケアプラン作成）の申込みからサービス提供までの流れとおもな内容



- ①ケアプラン作成依頼
- ②重要事項の説明・契約
- ③ケアプラン作成（文書による同意）
- ④介護サービス提供事業者と契約
- ⑤サービスの提供
- ⑥経過観察及び評価支援
- ⑦連絡調整

4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度により全額給付されるため、自己負担はありません。

ただし、介護保険料の滞納などの理由により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき、要介護1・2は12,000円・要介護3～5は15,591円の料金をお支払いいただき、一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日国分寺市介護保険課窓口に提出しますと全額払戻しを受けられます。

(2) 交通費

国分寺市にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、ケアマネジャーがお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

利用者は、いつでもケアプラン作成の契約を解約することができ、解約にかかる一切の料金はかかりません。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会の職員がお伺いします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業所）をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了します。

○利用者が介護老人福祉施設に入所した場合

○利用者がお亡くなりになった場合

○利用者が6か月間サービスを利用しなかった場合

④その他

利用者やご家族などが一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会や一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会のケアマネジャーに対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6 一般財団法人 国分寺市健康福祉サービス協会の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

① 地域における保健・医療・福祉のさまざまな機関と連携を取りながら、要介護状態にある高齢者等の立場に立って、身近な場所で専門的に個々のケースについてのケアが一体性・継続的に提供される体制の確保を図ります。

② 事業の実施にあたっては、要介護状態にある高齢者等が、必要な保健医療サービスを選択し利用できるよう、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公平な立場でサービスを調整します。また、関係区市町村・保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

要介護者の生活している全体像（身体機能的側面、心理的側面、社会的側面）をアセスメントにより把握し、それを基に居宅サービス計画を作成するため、以下の9領域のアセスメントを実施します。

①要介護者の相談内容を含めたフェースシート

②家族状況とインフォーマルな支援の状況

③サービスの利用状況 ④住居等の状況

⑤本人の健康状態・受診等の状況 ⑥本人の基本動作の状況

⑦援助内容の詳細 ⑧全体のまとめ・特記事項

⑨一日のスケジュール

(3) サービス利用のために

事 項	内 容
介護支援専門員の変更	可能：変更を希望される方はお申し出下さい。
調査（課題把握）の方法 （アセスメントツールの詳細）	全国社会福祉協議会「居宅サービス計画ガイドライン」 及び「自社方式」により実施している。
介護支援専門員への研修の実施	実施：年1回以上職員研修を実施しています。
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者の都合による解約	可能：解約にかかる一切の料金はかかりません。 前記4の（3）参照

(4) 第三者評価の実施

第三者評価実施の有無	有
第三者評価実施年月日	利用者評価期間 平成16年11月1日～平成17年1月31日 事業者評価期間 平成16年10月21日～平成17年3月30日 事業者訪問調査日 平成17年2月28日
第三者評価実施機関名	(株) 東京リーガルマインド 認証番号：機構02-006 東京都福祉サービス第三者評価機関
第三者評価結果の開示状況	開示有

7 サービス内容に関する苦情

(1) 利用者相談・苦情担当

一般財団法人 国分寺市健康福祉サービス協会の居宅介護支援に関するご相談、苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を受けます。

担当 居宅介護支援事業所 ケアマネジャー _____

電話番号 042(321)5081

(2) その他

① 国分寺市の相談・苦情窓口 国分寺市福祉部高齢福祉課

電話番号 042(325)0111

② 東京都国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口

電話番号 03(6238)0177

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、利用しているサービス提供事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名（科）		（科）	氏 名	
	住 所				電話番号
ご家族	1	氏 名	(続柄)		電話番号／携帯
		住 所			
	2	氏 名	(続柄)		電話番号／携帯
		住 所			
	3	氏 名	(続柄)		電話番号／携帯
		住 所			

9 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、管理者に報告し、速やかに利用者の家族、関係自治体等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。 担当者：居宅介護支援管理者
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施し、虐待防止の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果に従業者に周知します。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに行政に通報し、行政が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

11 ハラスメント対策

当事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は事業所として許容しません。対象者は、利用者とその家族及び当事業所職員です。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす行為(または及ぼされそうになった)
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度により、傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- (2) ハラスメント事例が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施する。また、定期的に会議を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) 職員に対する身体的・精神的・セクシャルハラスメント等と判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

12 衛生管理・感染症予防及びまん延防止等について

- (1) 居宅介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13 業務継続計画(BCP)の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 一般財団法人 国分寺市健康福祉サービス協会の概要、その他

名 称 一般財団法人 国分寺市健康福祉サービス協会
所在地 〒185-0024
東京都国分寺市泉町二丁目 3 番 8 号 いずみプラザ 3 階
電話番号 042(321)5081

- 定款の目的に定めた事業
1. 保健福祉に関する普及啓発事業
 2. 保健福祉に関する研修及び人材育成事業
 3. 保健福祉に関する相談事業
 4. 在宅保健福祉サービス事業
 5. 介護保険に基づく訪問介護サービス事業及び第一号訪問事業
 6. 介護保険に伴う居宅介護支援事業
 7. 介護老人保健施設の運営事業
 8. 介護保険法に基づく通所介護事業及び第一号通所事業
 9. 介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業
 10. 保健福祉に係る受託事業
 11. 国分寺市障害者センター建物管理事業
 12. 身体障害者等に対する介護サービス事業
 13. その他、この法人の目的達成のため必要な事業

事業所数等	居宅介護支援	1ヶ所
	訪問介護	1ヶ所
	第一号訪問事業	1ヶ所
	介護老人保健施設	1ヶ所

居宅介護支援（ケアプラン作成）の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

<事業者>

所在地 東京都国分寺市泉町二丁目 3 番 8 号 いずみプラザ 3 階
名 称 一般財団法人 国分寺市健康福祉サービス協会

説明者 居宅介護支援事業所 ケアマネジャー

氏 名 印